

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」  
 (平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知) 一部改正新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>別添1-1            ゼラチン及びコラーゲンの製造基準</p> <p>1 原料受入に係る基準</p> <p>(1) 収集先  <u>ゼラチン及びコラーゲン(以下「ゼラチン等」という。)の製造に用いる原料(以下「ゼラチン等原料」という。)は、食鳥処理場、魚介類のみを分別して取り扱う事業場又は(4)のア及びイの契約を締結した別添1-2に掲げる原料収集先からのもののみ受け入れること。また、ほ乳動物の骨にあつては、別記様式第9号による原料供給管理票が携行されたもののみ受け入れること。</u></p> <p>(2) 原料の輸送  <u>ゼラチン等原料の輸送に当たっては、別添1-2の確認基準を満たした条件で輸送すること。</u></p> <p>(3) 原料受入時の品質管理・記録  <u>原料受入時にゼラチン等原料以外の動物質原料が混入していないことを確認すること。原料受入時の記録は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「法」という。)第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。確認した帳簿を8年間保存すること。</u></p> <p>(4) 原料収集先との契約  <u>原料収集先等原料収集にかかわる者とア及びイに定める事項を内容とする契約を締結すること。</u></p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>別添1            ゼラチン及びコラーゲンの製造基準</p> <p>1 原料受入に係る基準  <u>ゼラチン又はコラーゲン(以下「ゼラチン等」という。)の製造に用いる原料受入の記録は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「法」という。)第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。</u></p>

また、当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ア 原料収集先等は、別添 1－2 の確認基準を満たすこと。

イ 原料収集先等は、契約を締結したゼラチン等の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

## 2 製造に係る基準

### (1) 製造方法

確認を受けるゼラチン等の製造工程は、ア及びイの要件を満たしていること。

ア 1 の要件を満たすゼラチン等原料以外の原料を用いる製造工程と完全に分離された工程において製造されていること。

イ ほ乳動物の骨を原料としてゼラチン等を製造する場合、当該製品の製造工程において、次の工程の全て又はこれと同等以上の処理がなされていること。

① 脱脂

② 酸による脱灰

③ 酸処理又はアルカリ処理

④ ろ過

⑤ 138℃以上で4秒間以上の殺菌処理

### (2) 製造記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

## 3 製品出荷に係る基準

製品出荷の記録は、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

## 2 製造に係る基準

### (1) 製造工程

確認を受けるゼラチン等の製造工程は、ア又はイの要件を満たしていること。

ア 皮を原料としてゼラチン等を製造する場合、皮以外に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものであること。

イ 骨（頭蓋骨及び椎骨を除く。）を原料としてゼラチン等を製造する場合、当該製品の製造工程において、①加圧下での洗浄、②酸による脱灰、③長期のアルカリ処理、④ろ過、⑤138℃で4秒間の殺菌の各処理がなされていること。

### (2) 製造記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

## 3 製品出荷に係る基準

製品出荷の記録は、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

別添 1-2

ゼラチン等製造業者による原料収集先の確認基準

1 ゼラチン又はコラーゲンの原料を扱う事業場

ゼラチン等の製造業者は、ゼラチン等原料について、次の(1)から(4)までが確実に実施されているものを収集すること。

(1) ゼラチン等原料は、ほ乳動物の皮若しくは骨、家きん又は魚介類に由来するものであって、以下に掲げる動物質原料と分別されていること。

ア 反すう動物の頭蓋骨及び脊柱（牛にあっては、背根神経節を含み、胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。）

イ 牛、めん羊及び山羊以外の反すう動物に由来するもの

(2) ゼラチン等原料は、(1)のア及びイに掲げるもの（以下「反すう動物脊柱等」という。）と混入しないよう分別され、保管されていること。

(3) ゼラチン等原料のうち、ほ乳動物の骨に由来するものの出荷に当たっては、ゼラチン等原料以外のものが混入していないことを確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されること。

(4) (1)から(3)までの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

2 ゼラチン等原料の輸送

ゼラチン等原料の輸送に当たっては、ゼラチン等原料を入れる容器が反すう動物脊柱等を入れる容器と共用されておらず、反すう動物脊柱等が混入しないように輸送されていること。

注 「容器」とは、輸送又は保管のために用いるための容器であって、当該原料が直接接触するもの（バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋、輸送管等）をいう。

(新設)

## 別添 5 - 1

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

### 1 原料受入に係る基準

#### (1) 収集先

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「原料混合肉骨粉等」という。）の製造に用いる豚又は家きんに由来する原料（以下「豚又は家きん原料」という。）は、次の①から④までのいずれかに該当するものに限る。

- ① 別添 5 - 2 の確認基準を満たす原料収集先から受入れた豚又は家きん原料であって別記様式第 9 号の原料供給管理票が携行されたもの
- ② 農場から直接出荷される解体処理されていない豚であって、豚以外の動物の混入がないことを目視で確認できる状態であるもの
- ③ 農場から直接出荷される解体処理されていない家きんであって、家きん以外の動物の混入がないことを目視で確認できる状態であるもの
- ④ 別添 2 - 1、3 - 1、4 - 1、5 - 1 又は 6 - 1 の基準を満たす施設から受け入れたものであって、別記様式第 8 号の肉骨粉等供給管理票が携行されたもの

#### (2) 原料の輸送

原料混合肉骨粉等の製造業者は、原料収集先から豚又は家きん原料を輸送するに当たっては、次の①から③までのいずれかの要件を満たすこと。

- ① (1)の①の収集先にあつては、別添 5 - 2 の確認基準を満たした状態で輸送すること。

## 別添 5 - 1

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

### 1 原料受入に係る基準

#### (1) 収集先

##### ア 豚について

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「原料混合肉骨粉等」という。）の製造に用いる豚に由来する原料（以下「豚原料」という。）は、別添 5 - 2 の確認基準の要件を満たす原料収集先と(4)のア及びイの契約を締結し、別記様式第 9 号による原料供給管理票が携行されたもの又は農場から直接出荷されたもののみ受け入れること。

なお、農場から収集する豚原料は、解体処理されていない豚であり、豚以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

##### イ 家きんについて

原料混合肉骨粉等の製造に用いる家きんに由来する原料（以下「家きん原料」という）は、別添 5 - 2 の確認基準の要件を満たす原料収集先と(5)のア及びイの契約を締結し、別記様式第 9 号による原料供給管理票が携行されたもの又は農場から直接出荷されたもののみ受け入れること。

なお、農場から収集する家きん原料は、解体処理されていない家きんであり、家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

#### (2) 原料の輸送

豚原料及び家きん原料の輸送に当たっては、別添 5 - 2 の確認基準を満たした条件で輸送すること。

ただし、農場から輸送される解体処理をされていない豚及び家きんの輸送に当たっては、豚と家きんを分別した状態で輸送すること。輸送容器は輸送原料以外の動物に由来する血液その他のた

② (1)の②又は③の収集先にあつては、豚と家きんを分別した状態で輸送すること。輸送容器は輸送原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行うこと。

③ (1)の④の収集先にあつては、別添2-1、3-1、4-1、5-1又は6-1の基準を満たした状態で輸送すること。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料混合肉骨粉等の製造業者は、豚又は家きん原料受入時に、豚又は家きん由来以外の動物由来たん白質原料が混入していないことを原料供給管理票又は肉骨粉等供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。

また、原料供給管理票又は肉骨粉等供給管理票が携行されていない原料については、解体処理されていない豚又は家きんであり、豚又は家きん以外の原料の混入がないことを確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票、肉骨粉等供給管理票又は帳簿を8年間保存すること。

(4) 原料収集先との契約

原料混合肉骨粉等の製造業者は、(1)の①の原料収集先等原料収集にかかわる者と次のア及びイに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、原料混合肉骨粉等の製造業者は、当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ア 豚又は家きん原料の収集先等は、別添5-2の確認基準を満たすこと。

イ 豚又は家きん原料の収集先等は、契約を締結した原料混合肉骨粉等の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

ん白質が混入しないように専用容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行うこと。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

豚原料又は家きん原料の受入時に、豚又は家きん由来以外の動物由来たん白質原料が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。

また、原料供給管理票が携行されていない原料については、解体処理されていない豚又は家きんであり、豚又は家きん以外の原料の混入がないことを確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票又は帳簿を8年間保存すること。

(4) 豚原料の収集先との契約

豚原料の収集先等豚原料の収集にかかわる者とア及びイを内容とする契約を締結すること。

また、当該契約内容が豚原料の収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ア 豚原料の収集先等は、別添5-2の確認基準を満たすこと

イ 豚原料の収集先等は、申請に係る製造業者が締結した契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

(5) 家きん原料の収集先との契約

家きん原料の収集先等原料の収集にかかわる者とア及びイを内

2 (略)

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷先の確認

原料混合肉骨粉等の出荷に当たっては、出荷先が当該肉骨粉等を豚、鶏、うずら若しくは養殖水産動物用飼料の製造工程に使用している事業場又は別添5-1による農林水産大臣の確認を受けた製造工程に使用している事業場であることを確認すること。

(2)～(4) (略)

4・5 (略)

別添6-1

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された血粉及び血しょうたん白の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された血粉及び血しょうたん白（以下「原料混合血粉等」という。）の製造に用いる豚又は家きんに由来する原料は、次の①又は②に該当するものに限る。

① 別添6-2の確認基準を満たす原料収集先から受け入れた豚

容とする契約を締結すること。

また、当該契約内容が家きん原料の収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ア 家きん原料の収集先等は、別添5-2の確認基準を満たすこと。

イ 家きん原料の収集先等は、申請に係る製造業者が締結した契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること

2 (略)

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷先の確認

原料混合肉骨粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該肉骨粉等を使用する飼料製造工程が豚、鶏、うずら又は養殖水産動物用飼料の製造工程であることを確認すること。

(2)～(4) (略)

4・5 (略)

別添6-1

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された血粉及び血しょうたん白の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

ア 豚について

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された血粉及び血しょうたん白（以下、「原料混合血粉等」という。）の製造に用いる豚に由来する原料は、別添6-2の要件を満たす原料収集先からの血液であって、別記様式7号の血液供給管理票が携

又は家きんの血液であって、別記様式第7号の血液供給管理票が携行されたもの

② 別添2-1、4-1又は6-1の基準を満たす施設から受け入れた血粉又は血しょうたん白であって、別記様式第8号の肉骨粉等供給管理票が携行されたもの

(2) 原料の輸送

原料混合血粉等の製造業者は、原料収集先から原料を輸送するに当たっては、次の①又は②の要件を満たすこと。

① (1)の①の収集先にあつては、別添6-2の確認基準を満たした状態で輸送すること。

② (1)の②の収集先にあつては、別添2-1、4-1又は6-1の基準を満たした状態で輸送すること。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料混合血粉等の製造業者は、原料受入時に豚又は家きん由来以外の動物由来たん白質原料が混入していないことを血液供給管理票又は肉骨粉等供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認し、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した血液供給管理票、肉骨粉等供給管理票又は帳簿を8年間保存すること。

2 (略)

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷先の確認

原料混合血粉等の出荷に当たっては、出荷先が当該血粉等を豚、鶏、うずら若しくは養殖水産動物用飼料の製造工程に使用している事業場又は別添5-1若しくは6-1による農林水産大臣の確認を受けた製造工程に使用している事業場であることを確認すること。

4・5 (略)

行されたもののみ受け入れること。

イ 家きんについて

原料混合血粉等の製造に用いる家きんに由来する原料は、別添6-2の要件を満たす原料収集先からの血液であって、別記様式7号の血液供給管理票が携行されたもののみ受け入れること。

(2) 原料の輸送

原料混合血粉等の原料の輸送に当たっては、別添6-2の確認基準を満たした条件で輸送すること。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料受入時に、豚又は家きん由来以外の動物由来たん白質原料が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認し、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。血液供給管理票は、8年間保存すること。

2 (略)

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷先の確認

原料混合血粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該血粉等を使用する飼料製造工程が豚、鶏、うずら又は養殖水産動物用飼料の製造工程であることを確認すること。

4・5 (略)